

糸島市子ども医療費助成制度拡大（一部改正）について

1 改正内容

改正 1

通院助成の対象者を「小学6年生まで」から「中学3年生まで」に拡大
一部自己負担は最大月額 1,200 円/1 医療機関（薬局は除く）

改正 2

現行の所得制限を廃止
所得超過者でも助成の対象となるため、**通院・入院とも中学3年生まで**
すべての子どもが子ども医療の対象となる。

制度改正比較

【現行】

年齢	3歳未満			未就学児			小学1～6年生					中学1～3年生			
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
入院	無料			1月最大 3,500 円（500 円×7日）を負担											
通院				1月最大 800 円を負担			1月最大 1,200 円を負担								

生活保護受給者は対象外。

3歳未満は、所得制限及び一部自己負担なし。

3歳以上は、所得制限（児童手当の所得制限額と同額）及び一部自己負担あり。

一部自己負担は医療機関（病院）ごとに必要。医科と歯科を併設する医療機関
にあっては、それぞれ一部自己負担が必要。

【改正後】

年齢	3歳未満			未就学児			小学1～6年生					中学1～3年生			
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
入院	無料			1月最大 3,500 円（500 円×7日）を負担											
通院				1月最大 800 円を負担			1月最大 1,200 円を負担					今回改正部分 （自己負担：最大 1,200 円/月）			

所得制限なし。3歳以上は一部自己負担あり。

重度障害者医療・ひとり親医療の対象者は、それ
ぞれの制度を優先して使用。

現行の 〃 は変更なし。

2 施行日

令和元年 10 月 1 日（同日診療分から対象）

3 市民への周知及び医療証の交付

- ・広報いとしま 8 月 1 日号及び市 Web に関連記事を掲載
- ・9 月末日までに対象者に新しい子ども医療証を送付

新しい子ども医療証のイメージ（ラベンダー色）

子		糸島市子ども医療	
医療証		医療証	
有効期間	令和元年10月1日 から 令和17年 3月31日 まで		
負担者番号	8	1	4 0 0 2 9 3
受給者番号	0	0	0 0 0 0 1
受給者	福岡県糸島市前原西1丁目1-1		
氏名	トシマ 知哉 糸島 太郎		
生年月日	令和元年 5月 9日		男
区分	対象期間	一部自己負担金	
3歳未満	令和元年10月1日から 令和4年5月31日まで	入院外 徴取しない 入院 徴取しない	
3歳以上 就学前	令和4年6月1日から 令和8年3月31日まで	入院外 月800円限度 入院 日500円（月7日限度）	
小学生 中学生	令和8年4月1日から 令和17年3月31日まで	入院外 月1,200円限度 入院 日500円（月7日限度）	
上記金額を医療機関（薬局を除く。）ごとに負担してください。			
発行機関名 及び印	福岡県 糸島市長		
交付年月日	令和元年10月1日		

※この証は、県外の保険医療機関等では使用できません。